

日本における家族政策の展開*

瀧 敦 弘

1. はじめに

家族政策は、日本では確立された用語でもないが、カバーする分野は、事実上、広範囲に及んでいる。それらを踏まえて、この研究ノートでは、家族の多様化が進む現在、改めて家族政策の必要性を考察し、研究の進捗を確認するメルクマールとしたい¹。

まず、家族政策とは何であろうか。家族政策は家族に関する諸政策を包括する概念とみなされており、家族政策に該当する政策を例示することはさほど難しくない²。しかし同時に、わが国では、家族政策という概念に明確な定義が確立されているわけではない³。もちろん、その実体をなすものが、日本に存在していることも事実である。たとえば、後述するように、日本では1990年代に少子化対策が本格化した。そして、増田（2007）は、これらの少子化対策の多くが、西欧諸国が家族政策とよぶものであることを指摘し、さらに、なぜ『少子化対策』であって、『家族政策』と呼ばないのか⁴を考察している。この点は、日本における家族政策を考えるための重要な論点となる

ので、後に詳細に検討する。

日本では、家族政策という言葉は一般化していないし、さらに、家族政策を担う当局ないし公的な組織が、家族政策として取り組むべき分野を、雑多に、あるいはなし崩し的に引き受けているという印象をもつ。具体的に言えば、日本では、家族省（あるいは、家族庁）という行政府もないが、内閣に特命担当大臣⁴として、2003年以降、少子化対策担当大臣が任命されるようになった⁵。ただ、少子化対策担当大臣も、家族に関する雑多な問題をも担当に含めるとしている傾向がみられる⁶。たとえば、閣僚名簿発表の際の口頭説明において、「少子化・男女共同参画担当大臣には、交通安全・犯罪被害者対策・消費者政策・個人情報保護・食育等、国民の暮らしや生活に直結する重要な課題を、総合的に推進していただきます」との内閣官房長官の発言⁷や、大臣の就任記者会見において、「加えて総理からは、青少年健全育成、食育推進、障害者施策、犯罪被害者等施策、個人情報保護、市民活動促進、消費者政策、高齢者政策、交通安全などの施策の推進に当たるよう

* 日澳比較法セミナー「家族構造と社会的給付システム」第2回国際シンポジウム「家族の変容と社会」2009年9月8日京都大学において、報告した内容をもとに、改訂したものである。参加者各位、とくに、村中孝史教授（京都大学）、服部高宏教授（京都大学）、荒山裕行教授（名古屋大学）に感謝したい。

¹ 岡田（1997）では、フランスの家族政策を人口政策との関連から検討している。また、津谷（1997）は、スウェーデンの家族政策を社会政策・社会保障の観点から検討している。このように、家族政策は、それぞれの国について、それぞれの視点で論じられるべきものと考えられる。

² 下夷（2001）p.9

³ 筆者は、家族政策という言葉自体が、もともとあったものではなく、英語のfamily policyを直訳した概念であろうと考えている。後でも述べるように、家族を対象とする政策という考えは、1965年頃からあったとしても、家族政策という用語が一般化するの、ずっと後であり、たとえば、国立国会図書館の国会議事録データベースで、「家族政策」を検索しても、近年まで、数例しかない。そして、それらは、直訳語であることを断っている場合が多い。

⁴ ここでは、内閣府設置法（平成11年法律第89号）の施行により法制化された「内閣府特命担当大臣」のことを言及している。

⁵ 2003年の第1次小泉内閣（第2次改造）で、青少年育成及び少子化対策担当として、初めて任命されたが、その後の内閣でも、少子化対策担当大臣は、任命されている。ただし、2005年の第3次小泉内閣では、「青少年育成」担当が消え、「男女共同参画担当」と兼務する形となる。なお、「男女共同参画担当」は、2001年1月に「内閣府特命担当大臣」が法制化されて以来、ずっと任命されてきた。

⁶ 2009年9月1日に内閣府の外局として、消費者庁が設置されたので、消費者に関することは区別されることになった。

⁷ 朝日新聞（2005年11月1日付け）参照。

指示がありました」⁸との発言がなされた。

これには、問題点として2つあげられると考えられる。ひとつは、その曖昧性ゆえに、責任の所在がはっきりとしないことである。他のひとつは、用語や対象、そして、責任当局がはっきりと確立している他の経済政策・社会政策、具体的には、社会福祉政策や雇用政策などの密接に関係する分野と、家族政策といわれるものとの関連において、「家族」という焦点がどうしてもずれるということである。現時点で、課題とされることのいくつかの原因は、このことにあると思われる⁹。

ところで、家族政策について整理すると、3つの様相がある。第1には、家族という単位の数についての政策であり、少子化対策などがこれにあたる。第2には、家族という単位のなかの構成要素を問題とする場合である。たとえば、「大家族を良し」とする政策なのか、核家族を増やそうとする政策なのかという問題である。ただし、後に、日本において家族政策と呼ばない理由について述べる際に検討するが、家族の構成要素をどのように政策誘導するかという課題は、ほとんど取り扱われて来なかったといってよい。たとえば、離婚率の上昇をどのようにするかという政策は、その上昇の善悪の判断を含めて、具体的な政策立案の検討はなされていないように思われる。そして、第3には、家族の質についてである。これは、家族福祉政策と呼ばれるものが関連するといってもよい。たとえば、育児支援政策や介護支援政策があてはまると考えてよい。

しかしながら、これらの3つの様相について、細かくそれぞれを議論することは、この小論の目的とは異なるので、以下では、日本において家族政策と呼ばない理由を検討したのち、家族政策の範疇とされるもののうち、雇用政策との関連や少子化対策¹⁰について、具体的にみていくこととする。なお、家族福祉政策は、それぞれ、社会学や社会福祉の分野で研究が進んでいるので、そこで

の議論を参照していただきたい¹¹。

2. 日本において家族政策と呼ばない理由

日本において家族政策と呼ばない理由を検討することは、家族政策と他の政策との関連を考えるうえで、非常に有用である。なぜならば、家族政策のおかれている現状や、そのように位置づけられた理由を、すべてではないが、ある程度明らかにできるからである。

増田(2007)によれば、日本において家族政策と呼ばない理由として、つぎの3点があげられるという。ひとつには、日本の家族政策に関連した法制度が一般的な家族を対象とするものではなく、個別支援が必要な対象者を特定して、それらの人々に対する社会的支援制度の法制化を中心に整備されてきたことにあるとしている。

たとえば、児童福祉法(1947年)は、児童の健全な育成および福祉の増進を図ることを目的とし、特定の児童に対するものではなく、児童一般の健全な育成や福祉を図る総合的な法律である。法律制定当時の対象者は、戦災孤児と呼ばれた第2次世界大戦で親を失った子供たちであった。現在では、保育所行政などにみられるように、両親が共働きのために保育施設が不足する児童をおもに対象とする法律であるともいえる。

また、生活保護法(旧法1946年、現行法1950年)は、日本国憲法25条の規定を踏まえ、低所得者に対する健康で文化的な最低限度の生活を保障することを目的とした法律である。

児童扶養手当法(1961年)は、母子家庭に対する手当を支給することにより、その家庭生活の安定や自立を図り、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。同じひとり親家庭であっても、父子家庭にはこのような手当は制度化されず、母子家庭の児童のみを対象とした法律で

⁸ 朝日新聞(2006年9月27日付け)参照。

⁹ 後述するように、少子化に対する対応策は、担当省庁である厚生労働省(2001年以前は厚生省)が中心となって、関係省庁と協議調整のうえ作成されていたが、2006年以降、少子化社会対策基本法(2003年)により内閣府に設置された「少子化社会対策会議」が中心となっている。しかし、現時点においても、内閣府のホームページにおける政策として「子ども・子育て支援」とは別に、厚生労働省のホームページにも、「子ども・子育て支援」の項目があり、一元化していないという印象を受ける。

¹⁰ 少子化対策は、ワークライフバランスの問題など、雇用システムと関連して議論されることが多い。

¹¹ たとえば、下夷(1998)が参考となる。

ある。

母子及び寡婦福祉法（1964年「母子福祉法」、1981年現行法に改正）は、母子家庭および寡婦の生活の安定と向上と福祉増進を図ることを目的としている。

このような福祉関係の法制度の対象者は、児童のいる家庭一般ではなく、支援が必要な児童（要援護児童）や低所得者、母子家庭に特定されている。いわゆる残余的（residual）な社会福祉となっているのである。

子育て家庭全般を対象としているものは、1971年に制定された児童手当法である。児童手当制度は1960年代から検討されていたというが、ようやく1972年から開始された。制度の創設にあたって、財源にかかわる議論から、当初は、第3子から給付するというように支給対象が限定されていた¹²。2006年4月から対象範囲が小学校6年生までに拡大したが、ヨーロッパの先進国の同様の手当制度と比較すると、対象範囲は狭く、かつ、給付水準も低いものとなっている。その後、「新しい少子化対策について」を踏まえ、2007年4月から、3歳未満の第1子および第2子と、第3子以降を区別せず、月額1万円を支給している¹³。

つぎに、なぜ「家族政策」と呼ばないのかの理由として考えられる第2点目として、第2次世界大戦後の日本は、戦前にあった家族制度を全否定することから出発したことが影響していると考えられる。すなわち、家族に対する社会的支援を主張することは、大戦以前の家族制度の復活を喚起させる懸念があり、あるいは「望ましい家族像」

を押し付けることを警戒し、さらには、「家族による福祉」を強調して、福祉政策の発展を阻害することなどの諸々の懸念を踏まえるとされる¹⁴。

そして、第3の理由として、日本では、育児は親の責任であるとの考え方が強かったことをあげることができる。厚生労働省「社会保障に関する公私機能分担調査」（2003）によれば、育児支援サービスのあり方について、現行サービスで十分実施されている、あるいは育児支援サービスを社会保障で行う必要がないと考える人は、高齢者になるほど割合が高くなっている¹⁵。

育児の第一義的責任が親にあるという意識の強さが、政策の決定にも影響されているとされ、少子化社会対策基本法（2003年）においても、第2条で「父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するとの認識の下に（以下略）」、少子化に対する施策が講じられる必要がある旨が規定されている。このような子育て支援の拡大策への慎重論は、家族政策全体への慎重論へもつながる可能性がある。

以上、日本において、なぜ、家族政策と呼ばないかという理由を検討してきたが、同時に、それは、家族政策を担う当局ないし公的な組織がはっきりせず、その曖昧性ゆえに、責任の所在がはっきりとしないという問題にも通じる¹⁶。以下では、雇用政策と少子化政策の関連を検討し、この問題にも触れる。

ところで、欧米においても家族政策の定義が確立しているわけではないが、その捉え方は、わが国のそれとは異なるとされる。小島（1994）は、

¹² 創設当時、日本もヨーロッパの先進国なみの社会福祉制度をもつようになったといわれたが、実態は、ヨーロッパの先進国には及ばなかった。

¹³ 2009年8月の総選挙における民主党のマニフェストで、中学卒業まで1人あたり月額26,000円の「子ども手当」を支給するとし、その後の民主党政権では、「子ども手当」に包括された。そしてまた、自民党政権が復帰したことで、2012年4月に「児童手当」にもどった。

¹⁴ さらに、増田（2007）は、日本国憲法制定時に、1946年2月のいわゆるマッカーサー草案に、「家族は人類社会の基底にしてその伝統は善かれ悪しかれ国民に浸透す。婚姻は男女両性の法律上および社会上の争うべからざる平等の上に存し（以下略）」から、家族の規定に関する部分が削除された点を考察している。この点について、さらに、ワイマール憲法に、家族を助成することは、国や地方自治体の責務であるとする家族条項があった点をあげ、このような規定が、日本国憲法にも、家族に対する社会的支援の必要性を述べる条項が入っていれば、その後の日本における家族政策のあり方に大きく影響を与えたであろうとしている。なお、現在のドイツの憲法でも、「第6条（1）婚姻および家族は、国家秩序の特別な保護を受ける」と規定されている。

¹⁵ 「現行の育児サービスは十分に実施されているので、現行のサービスを維持すべきである」と答えた人の割合は、30～39歳で9.9%であるのに対して、60～69歳で17.8%、70歳以上では20.6%にものぼる。また、「子育ては個人が行うものであり、育児支援サービスを社会保障で行う必要はない」と答えた人の割合は、それぞれの年齢層で、5.2%、10.2%、12.3%である。

家族政策の概念を国際機関、各国政府機関、個人研究者などについて調べている。そこでは、家族の福祉向上や機能強化を目的とするものが多くみられ、家族の支援という側面が強調されているとされる。

同時に、家族については、その個人（構成員）それぞれの関係をどのように考えるかという大きな問題も生じる¹⁷。そもそも、家族の定義や概念が歴史的に変化しており、さらに、現状の家族の定義・概念は、現在進行形で、将来その傾向が強まると予測される多様化・個人化する家族であるという¹⁸。

3. 家族政策への視座

いずれにしても、政府が、家族の視点を意識して、家族政策の形成の必要性を認識し、家族そのものを政策の対象とみなし表舞台に登場させたのは、1965年の佐藤内閣「中期経済計画」であるとされている。

この「中期経済計画」（1965年1月22日閣議決定）では、「第9章国民生活の質的向上」「4. 社会保障」につきのような記載がある。「従来わが国においては、終身雇用制度や年功序列型賃金体系、大家族主義などが、ある程度このような保障機能を果たしていたが、その反面公的制度による社会保障制度の発達、特に年金制度が遅れていた。しかし近年労働力需給のひっ迫に伴って賃金、雇用形態の合理化が促進される一方、世帯細分化によって親族扶養の減退傾向がみられる。これらの動きは、当然に社会保障の充実を要請している。」

このように、従来、わが国においては、終身雇用制度や年功序列型賃金体系などの雇用システムと、大家族主義家族とが一体のものとして考えられてきた。しかし、高度成長期を境として、池田

内閣の所得倍増計画のひずみを是正することが意識され、国家と家族・個人の関係が大きく変革された時期であると同時に、私的な生活保障機能が低下（セイフティ・ネットの提供者としての家族の役割¹⁹）した時期に移行したと考えられる。

その後、家族政策は、社会保障政策や雇用政策とともに、政府にとって、意識されるものとなるが、一方、雇用政策は、昭和20年代には、一人でも多くの求人を確保し、失業者に職を斡旋する事後的救済措置の意味合いが強く、家族への視座はほとんどなかったといってよい。昭和30年代は、完全雇用が意識されたといってよく、1955年「経済自立5ヵ年計画」や、1959年「完全雇用答申」と称された雇用審議会答申がそれらの政策を明らかにしている。先にも述べた「中期経済計画」以後の政策としては、1966年の「雇用対策法」の成立、1967年の「雇用対策基本計画」の策定があげられる。これらの政策に、具体的な家族政策との関連は認められないが、これにより高齢者雇用への取り組みが始まったと考えてよく、大家族主義家族が崩壊し、高齢者も自立して働き収入を得ることが求められるようになったと考えられる²⁰。

その後、1973年の第1次石油ショックにより、日本経済は大きくかわった。とくに、雇用政策は、大きな変化を迫られたといってよい。それまでの高度経済成長期には、簡単にいうと、労働力不足経済であったが、「減量経営」という言葉に集約されるように、経営を成り立たせるヒト・カネ・モノのすべてを調整させざるを得ないような状況となった。

まず、1974年に、従来の失業保険制度が廃止され「雇用保険法」が制定された。この改革により、保険制度で失業を未然に防ごうとする積極的な政策をとりうることを可能としたが、セイフテ

¹⁶ 筆者は、逆のケースとして、通商産業省（通産省）の設置のケースを考えたいと思う。通産省は1949年に商工省とその外局である貿易庁、石炭庁を統合して発足したものであるが（2001年の中央省庁再編において、通産省は廃止され、その後継機構として経済産業省が新設された）、その後、日本経済成長の総司令塔と言われるようになった（たとえば、Johnson（1982）を参照）。そのような観点から、家族省が設置されなかったのは、残念である。

¹⁷ たとえば、家族内の個人の福祉と家族の福祉が一致しない場合や、家族内の個人と個人の利害が対立する場面も考察する必要が生じるとされる（下夷（2001, p.9））。

¹⁸ 姫岡（2007）p.3

¹⁹ 橘木（2002）第II章参照。

²⁰ 1959年に「国民年金法」が制定され、1961年4月から「国民皆年金」が実現したとされる。1966年に同法も改正され、25年の保険料納付期間がある場合には、年金額が月額5000円となり、夫婦で「1万円年金」が実現したとされる。

イ・ネットの提供者は企業や政府が中心であり、大家族主義家族などにはや頼れないということになった²¹。したがって、このような政策には、家族政策の視点はあまり感じられない。高年齢者や身障者にも保険機能が拡充されると同時に、労働者福祉増進制度などのいわゆる三事業も実施されるようになったが、あくまでも、労働者個人を対象とした制度である。

もちろん、失業保険の給付日数も従来の被保険期間別の増加方式から、再就職の困難さを考慮した中高年齢者ほど手厚い給付となるように年齢階級を加味した方式に切り替えられた。これには、中高年齢者が、他の年齢階級より、家族を扶養することについて大きな負担をかかえており、家族に対する生活支援の側面もあった。

その後、1976年の「第3次雇用対策計画」、1977年の「雇用安定資金制度」も、従来に比べて完全雇用政策の達成・維持が困難になるとの認識から、不況期の雇用安定策の実施や定年延長の奨励措置などで、特別に家族政策を意識したものではなかった。

「男女雇用機会均等法」が、1986年に施行された。この法律には、育児休業や母性健康管理に関する規定を含んでいるが、家族政策と直接関係はなく、男女雇用平等という視点から、1975年の国際婦人年を契機として運動が進み、「勤労婦人福祉法」（1972年法律第113号）が改正されたものである。また、1985年に施行された「職業能力開発促進法」にみられるように、この時期、個々の労働者のもつ職業能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要であるとの政策課題も存在した。そのひとつとして、女性の職業能力を十分に発揮できるように、均等法が整備されたとい

う側面も存在する。

なお、1991年4月に改正均等法が施行されるとともに、同年、「育児休業法」（同法は1995年に介護をも視野に入れた「育児・介護休業法」へと大幅に改正された）が成立した。この成立には、家族政策からの視点は弱いものの、後で述べる1989年の「1.57ショック」が影響し、少子化の懸念から、労使の対立もあまりみられなかったという²²。

その後、雇用政策は、雇用形態の多様化に引きずられ、1993年「パート労働法」の制定、1999年の「労働者派遣法」改正により、従来、解消されるべきであると考えられていた「パート」や「派遣労働」が、就業形態として定着するが、家族政策としての視点は無いといって過言ではない²³。

わが国の労働力は、長期的にみれば、今後鈍化すると考えられている。しかしながら、雇用政策についてみると、家族政策という視座がほとんどなく、むしろ、家族の扶養や、老後の所得保障問題として、家族福祉政策の視点があつたに過ぎないと考えられる²⁴。

ここまでみてきたように、家族政策への視座は、その曖昧性のために、雇用政策の目標としてもはっきりしない。むしろ、家族政策は、第2次大戦後の雇用安定政策や完全雇用政策、経済成長戦略の補完的・残余的なものであるといえよう²⁵。

また、社会政策、具体的には、社会福祉政策の関連でも、「福祉元年」²⁶などのエポックメイキングな時期と関連して議論される傾向がみられる。さらに、少子化対策は、次節でみるように、「1989年に、突如、問題化された」という側面がある。

²¹ 山田（2005）では、高度成長期を戦後家族モデルの安定期とし、1975年～1998年を戦後家族モデル維持のための修正期であるとしている。

²² 赤松（2003）p.208。

²³ 主婦のパート労働がいつ頃から増加したかは定かではないが、「就業構造基本調査」によると、女性のパート労働者は、1982年でアルバイトを含めて390万人、2007年ではアルバイトを含めずに794万人としている。

²⁴ Gauthier（1996, p.43）では、家族に対する諸手当の支給は、使用者にとって、労働者が労働組合に参加しようとするリスクを軽減するものであるとしている。しかし、日本ではそこまでは言えるかどうか疑問である。

²⁵ 経済学においても、家計は労働サービスの供給元とされるのみである。結婚行動や出産行動を分析する試みは、近年多くなされているが、それぞれ個別のデータ分析に基づく政策評価や政策提言である（たとえば、橘木・木村（2008））。また、Home Economicsという分野があるが、日本では「家政学」と訳し、独自の学問領域として確立しているが、政策分析についての成果は、あまり見あたらない。

²⁶ 1973年を、本格的な高齢化対策が始まった年として、一般に「福祉元年」と呼ばれる。

4. 少子化対策

日本において、少子化対策が本格化したのは、1990年以降である。これには、「1.57ショック」と呼ばれる1989年の合計特殊出生率が1.57と、それまで最低であった1966年（ひのえうま²⁷）の1.58を下回ったため、少子化傾向が広く世間に認識されるようになったためである。この後、年金問題など他の分野との関連で、少子化対策こそが、家族政策の重心というような状況を呈することとなった。

ここでは、まず、1990年代の少子化対策について、概略をみていくことにしたい。1990年代には、エンゼルプラン「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（1995年度から5年間）、新エンゼルプラン「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（2000年度から5年間）が策定された。これらは、10年間にわたって、保育所サービスの充実を中心に子育て支援サービスの整備を計画的に進めていくというものである。同時に、先にあげたように、育児休業法も制定され、育児休業の取得により、育児と仕事の両立を図るよう、施策がとられた²⁸。

2003年7月には「少子化社会対策基本法」が制定された。そして、この法律に基づき、2004年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。そこでは、少子化を「子どもを生み、育てにくい社会」となっている事実を認め、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化や、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、さらには、家庭生活との両立が困難な職場のあり方、若年失業の増大など若者の社会的自立の困難性などの社会経済状況を少子化の要因としてあげている。

具体的な施策としては、新エンゼルプランにかかわる「子ども・子育て応援プラン」（2005年度から5年間）が策定され実施された²⁹。「子ども・子育て応援プラン」以外の施策課題としても4点あげられている³⁰。それぞれは項目として、(1)

若者の自立とたくましい子どもの育ち、(2) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、(3) 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、(4) 子育ての新たな支え合い、として、それぞれの項目に細かい具体策が示されている。ただし、ここであげられた具体策は、たとえば、(1) には、職場体験等を通じて、小・中・高等学校におけるキャリア教育や、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活などの指導、インターンシップの推進など、若年者の就労支援や職業について教育から、若者の自立を促すため、勉学を希望する若者が経済的理由でその機会を失うことがないように支援するため奨学金事業の充実や、地域ボランティア活動の推進や都市公園の整備まで、考えられるあらゆる政策を網羅的にあげているという印象をもつ。また、(2) では、企業等におけるもう一段の取組の推進として、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進や、長時間にわたる時間外労働の是正や、年次有給休暇の取得促進などによる男性の子育て参加の促進など、従来では労働基準行政と考えられてきたものにまで及んでいる。

しかしながら、このような対策がとられたにもかかわらず、少子化は、それ以後も進行し、2005年には合計特殊出生率が1.25まで低下した。そのため、2006年6月の「新しい少子化対策」が少子化社会対策会議で決定されることとなった。

まず、この「新しい少子化対策」の特徴は、その政策決定過程にある。それまでの計画は担当省庁である厚生労働省（2001年以前は厚生省）であり、そこが中心となって、関係省庁と協議調整のうえ作成されていた。これに対して、「新しい少子化対策」は、2006年3月に設置された「少子化対策に対する政府・与党協議会」で議論がなされ、そして、内閣府に設置された先述の「少子化社会対策会議」で決定された。さらに、問題点としてあげた責任当局がはっきりせず、縦割り行政の弊害を受けるということに、いくぶんかは配慮

²⁷ 干支のひとつで、この年に生まれた助走は粗暴になるという言い伝えがある。

²⁸ この10年間の実績として、低年齢児（0～2歳）保育は45万人から69万人へ、延長保育は2,230カ所～13,086カ所へと増加したことなどをあげることができる。また、育児休業給付制度についても、1995年には育児休業期間中に賃金の25%が育児休業給付として支給されることとなり、2001年には40%に引き上げられた。

²⁹ 保育サービスについて、2001年から待機児童ゼロ作戦を実施してきたが、待機児童の問題は現状では解消されていない。

³⁰ 厚生労働省資料「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1224-4c.html> より。

されたと考えられる。

第2の特徴として、子どもと家族を大切にするという視点にたつて施策が拡充されたことである。子どもの成長によって、必要な施策も当然変化するが、それについて、総合的、体系的、多角的に立案され、産科医等の確保、妊娠・出産費用の負担軽減策から、出産育児一時金の支払い手続きの改善や、不妊治療に対する公的助成の拡充、児童手当の乳幼児加算を設ける。さらに、中学生・高校生・大学生に対しても、親の教育費負担の軽減を図らなければならないことを、念頭には置いている。

また、第3の特徴として、社会全体の国民運動として、少子化対策を位置づけたことである。ここでは、若者の就労支援やパートタイム労働者の処遇改善、女性の再就職支援などの推進や、長時間労働の是正も含まれている。

5. おわりに——家族の変容と政策

近年、家族の変容は著しいといわれている。近代化・産業化は、家庭における労働を節約し³¹、家族と外部経済と結びつけるのに寄与してきたが、同時に、経済状況の変化が家族の変容をももたらした。第1の変容は、格家族化である。山田(2005)でいうように、戦後の家族モデルは劇的に変化したのである。第2の変容は、専業主婦の減少である。日本では従来、女性の労働参加率をM字曲線型の様相を呈してきたが、M字型の凹んだ部分も平らになりつつある。専業主婦志向も減少してきたという。第3の変容は、家族の不安定化、あるいは、家族の危機といわれるもので、晩婚化、非婚化、離婚率の上昇が少子化とも関連として問題視される。これらの変容は、社会制度や経済的な状況と密接に関係してきたが、政策的に

誘導されたものではない。

ここまでみてきたように、日本では、家族政策という用語も一般化していないし、少子化対策を別とすれば、家族に対する具体的な政策課題をもってこなかった。また、取り組むべき分野や政策に責任をもつ当局もはっきりしていない。そして、総合的な施策を計画・実施することも不十分である。

日本において、政策においては、理想とする具体的な家族像をもってこなかったということはある程度は理解できる³²。しかし、1989年の「1.57ショック」以後、少子化対策のみがクローズアップされているが、その政策効果については、あまり成果があがっているようには思われない³³。先進諸国が少子化に悩むなか、フランスの同出生率は、1990年代半ばからほぼ一貫して上昇したことにより³⁴、フランスの少子化対策がよく話題となるが、フランスには、個別の手厚い少子化対策の前に、人口政策と関連した総合的な家族政策があることを知らねばならないだろう³⁵。

さらに、自民党の憲法改正草案(2012年4月)において、第24条第1項で「家族」という言葉が登場した³⁶。ここでも、具体的に「家族」の解釈はなく、互助義務を現行の民法730条より広範囲に考えているものでしかない。ただ、「家族」という言葉の憲法への登場は、より具体的かつ積極的な家族政策の登場をも連想するものではある。

【参考文献】

- 赤松良子(2003)『均等法をつくる』勁草書房。
岡田 實(1997)「フランスの家族政策」阿藤・兼清編『人口変動と家族』第6章所収、大明堂、pp.113-138。
勝又幸子(2000)「社会保障費用から見た『少子

³¹ 農家を含む自営業は急激に減少した。『就業構造基本調査』によれば、自営業者および家族従業者は、1956年には、全有業者の55.6%であったものが、2007年には13.0%へ減少した。

³² 第2節で取り上げたように、第2次大戦後の日本は、戦前にあった家族制度を全否定することから出発したことが影響は考慮するべきと考える。さらに、家族の変容が非常に急激であったことも考えなければならないと思われる。

³³ 日本の合計特殊出生率は、2011年は1.39であった。過去最低は、2005年の1.26であり、わずかに回復傾向を示している。

³⁴ フランスでは、2011年の合計特殊出生率が2.01となった。

³⁵ 小島(1994)や岡田(1997)、さらには、Gauthier(1996)を参照。

³⁶ 草案では「家族は、社会の自然かつ基本的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」としている。

- 高齢社会』『季刊社会保障研究』36(1)、pp.56-66。
- 小島宏(1994)「家族政策の基本原則(上)(下)」『海外社会保障情報』109号、pp.16-26、110号、pp.75-95。
- 下夷美幸(1998)、「家族福祉政策研究の展開と現代的課題」『家族社会学研究』10号、pp.85-110。
- 下夷美幸(2001)、「家族政策研究の現状と課題」『社会政策研究』2号、東信堂、pp.8-27。
- 橘木俊詔(2002)『安心の経済学』岩波書店。
- 橘木俊詔・木村匡子(2008)『家族の経済学』NTT出版。
- 津谷典子(1997)「スウェーデンの家族政策」阿藤・兼清編『人口変動と家族』第7章所収、大明堂、pp.139-168。
- 樋口美雄(2000)「雇用政策」高梨・花見監修『事典・労働の世界』日本労働研究機構、pp.251-255。
- 姫岡とし子(2007)「日独における家族の歴史的変化と家族政策」本澤巳代子・ベルント＝フォン＝マイデル編『家族のための総合政策——日独国際比較の視点から』信山社、pp.3-27
- 増田雅暢(2007)「日本の家族支援政策の現状と課題」本澤巳代子・ベルント＝フォン＝マイデル編『家族のための総合政策——日独国際比較の視点から』信山社、pp.253-266。
- 山田昌弘(2005)『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣。
- Gauthier, Anne H  l  ne (1996), *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Oxford, Clarendon Press.
- Johnson, Chalmers(1982), *MITI and the Japanese Miracle*, Stanford University Press.